

## 平成29年度（9月） 第6回浜北区協議会 次第

日時：平成29年9月21日（木）午後1時30分から

会場：浜北区役所 大会議室（なゆた・浜北3階）

### 1 開 会

### 2 議 事

#### (1) 諮問事項

平成30年度浜北区役所費の予算要求の概要について **【資料1】 ※当日配布**

#### (2) 協議事項

ア 浜北区協議会推薦会の設置等について **【資料2】**

イ 平成29年度浜北区地域力向上事業の提案について **【資料3】**

### 3 その他

#### (1) その他

#### (2) 次回開催日程について

### 4 閉 会

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成30年度浜北区役所費予算要求の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	平成30年度浜松市予算の編成に関して、浜北区役所費の予算要求を行う。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	平成30年度浜北区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申 平成29年10月				
担当課	浜北区振興課	担当者	藤本 正明	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度 浜北区役所費 予算要求の概要

浜北区役所  
(単位：千円)

費用項目	30年度 当初予算要求額 (単位：千円)	29年度 当初予算額 (単位：千円)	増減	事業の内容	30年度当初予算要求の 主な増減内容等
浜北区役所費	249,109	254,065	△ 4,956	※職員の人件費等は除く。	
区管理運営事業	113,747	110,177	3,570	庁舎、公用車の維持管理等に要する経費	<p>【区役所運営事業】860千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区役所での代表電話及び来庁者の案内業務」について平日午前中を現行の1人体制から2人体制へ見直し</li> <li>・案内表示版等の作成・設置</li> </ul> <p>【公有財産維持管理事業】4,005千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧区役所解体後の除草作業委託</li> <li>・旧区役所敷地土壌汚染調査委託</li> </ul> <p>【庁舎維持管理事業】△1,637千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧区役所の光熱水費の皆減</li> <li>・電気等のメーター等取替工事費負担金</li> </ul>
協働センター管理運営事業	36,495	35,280	1,215	浜名、北浜南部、中瀬、亀玉協働センターの維持管理に要する経費	昇降機保守点検の増（浜名）
収入印紙売りさばき事業	13,802	11,480	2,322	浜北区役所での登記関係証明用収入印紙の売りさばきに要する経費	売りさばき実績に伴う増 ※歳入実績 (H27 9,667千円 H28 11,567千円)
区協議会運営事業	164	164	0	区協議会の開催等に要する経費	
行政連絡文書配布事業	36,509	36,001	508	行政連絡文書の配布等を浜北区自治会連合会に委託する経費等	補助対象世帯数の増 (H29 32,000世帯 H30 33,000世帯)
自治会振興事業	20,145	34,194	△ 14,049	自治会集会所整備助成、防犯灯設置維持管理助成	<p>【自治会集会所整備費助成事業】 △4,000千円 改修 H29 3件 → 自治会要望無し</p> <p>【防犯灯設置維持管理費助成事業】 △10,049千円 平成25年度から平成29年度の5ヵ年で防犯灯のLED化等に係る経費の補助を実施してきたが、平成30年度は取替に対する補助が終了し、新設のみとなるための減</p>

地域力向上事業	17,936	17,860	76		
市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）	3,700	3,700	0	住みよい地域を実現するため、団体の提案に基づき、団体が主体的に取り組む事業に対し助成する事業	
区民活動・文化振興事業	10,569	10,513	56	地域の活性化や文化振興のため、市民協働により実施する事業	
区課題解決事業	3,667	3,647	20	区内の課題を解決するため、市民協働により実施する事業	
遠州はまきた飛竜まつり開催事業	6,244	5,000	1,244	遠州はまきた飛竜まつりの警備、会場設営等に対する負担金	
浜北万葉まつり開催事業	4,067	3,909	158	万葉まつり及び関連イベントを開催するための経費	

30年度当初予算要求額は平成29年9月21日現在の額であり、変更になる場合があります。

平成30年度 地域力向上事業・区大事業について

浜北区役所  
(単位：千円)

事業名	30年度 当初予算要求額 (単位：千円)	29年度 当初予算額 (単位：千円)	増減	事業の内容	30年度当初予算要求の 主な増減内容等
地域力向上事業	17,936	17,860	76		
市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）	3,700	3,700	0		
区民活動・文化振興事業	10,569	10,513	56		
浜北区市民文化祭開催事業	1,508	1,508	0	市民の生涯学習・芸術文化活動成果の発表と鑑賞のため、絵画などの作品展示、舞踊などの舞台発表等を実施する。	
ふるさと再発見事業	266	210	56	浜北区内の歴史的・文化的な資源の掘り起こしのために、文化財等を活用したイベント開催等を行う。	文化財パンフレットの増刷に伴う増
浜北産業祭開催事業（負担金）	5,000	5,000	0	地域の商業、工業、農業などの企業・団体等の出展を行う。併せて集客イベントを開催する。	
はまきた名所めぐりウォーキング事業	525	525	0	はまきた歩け歩け運動を文化スポーツイベントとしてリニューアル。（平成28年度から実施）	
浜北青少年健全育成事業	1,258	1,258	0		
エルネットファミリー	482	482	0	小学生を対象に、科学的学習、風習や伝統的な行事の体験、工場見学など、偏りのない幅広い体験学習を実施する。	
青少年活動推進	360	360	0	青少年指導者養成講座の実施、広報誌「青少年の窓」の発行、他の青少年活動への支援・協力を行う。	
星を見るつどい	97	97	0	星座の紹介、星空ミニコンサート、望遠鏡の使い方などの学習を行う。	
浜松市浜北青少年リーダー養成講習会	319	319	0	中学生や高校生を対象に青少年健全育成活動指導者をサポートするサブリーダーを養成するための講座を連続的に開催する。 (28年度から「小中学生体験学習」事業も含む)	

	みどりのまち推進事業	2,012	2,012	0		
	浜北植木まつり支援事業 (負担金)	545	545	0	植木、園芸関係資材及び農畜産物の展示・即売会や催し物を開催する。	
	はまきたグリーンフェスタ 開催事業	1,000	1,000	0	植木や花苗オークション、押し花教室、木工教室、コンサート、緑の募金、子供緑日などを開催する。	
	入学記念樹贈呈事業	200	200	0	浜北区内の小学校及び特別支援学校入学児童へ入学記念樹を贈呈し、みどりのまち浜北を啓発する。	
	みどりを守り育てる運動	267	267	0	町内会等が実施する公園や遊園地などの緑地管理(除草、施肥等)に対する報償金(15円/㎡以内)を交付する。	
	区課題解決事業	3,667	3,647	20		
	健康づくり事業	167	147	20	健康意識の啓発を図るため、市のイベント会場(浜北区内)で健康づくりの普及啓発事業を実施する。	健康啓発物品の購入に伴う増
	浜北駅前活性化事業	2,900	2,900	0		
	飛竜まつり駅前イベント	1,800	1,800	0	遠州はまきた飛竜まつり開催に合わせ、なゆた・浜北駅前広場で飛竜太鼓の演奏やよさこい踊り、ミニ風の展示などを行う。	
	浜北駅前にぎわい創出イベント	1,100	1,100	0	なゆた・浜北駅前広場で地域活性化のイベントを開催する。	
	第2種協働センターを核とした地域課題解決事業	600	600	0	協働センター単位などの区よりも小さな単位での地域課題解決を図るための事業を実施する。	市民協働・地域政策課からの組替予定
	遠州はまきた飛竜まつり開催事業 (負担金)	6,244	5,000	1,244	浜北風揚げ、飛竜火まつり等各種イベントを開催する。	雑踏警備の強化に伴う負担金の増
	浜北万葉まつり開催事業	4,067	3,909	158	「こどもまんようまつり」「万葉まつり」「万葉コンサート」「椿まつり」を開催する。	シャトルバス借上げによる委託料の増

※30年度当初予算要求額は平成29年9月21日現在の額であり、変更になる場合があります。

件名	平成 30 年度予算編成に対する浜北区の重点提案事業について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>区重点提案事業制度は、翌年度の予算編成に向け、地域からの意見・要望について、本庁と区間の情報共有および協議調整を図る制度として、平成 21 年度より実施している。</p> <p>本制度に基づき、別紙の事業について本庁所管課に対し事業提案を行ったため、報告する。</p>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙記載の 1 2 事業について、本庁所管課に提案書を提出した。</li> <li>・事業の選定にあたっては、「市民の声」で寄せられた意見、自治会等からの要望を優先した。また、浜北区の人口増加やゲリラ豪雨への対応等、区民の生活に直結する事業を選定した。</li> </ul>				
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)					
担当課	浜北区・区振興課	担当者	藤本 正明	電話	5 8 5 - 1 1 4 1

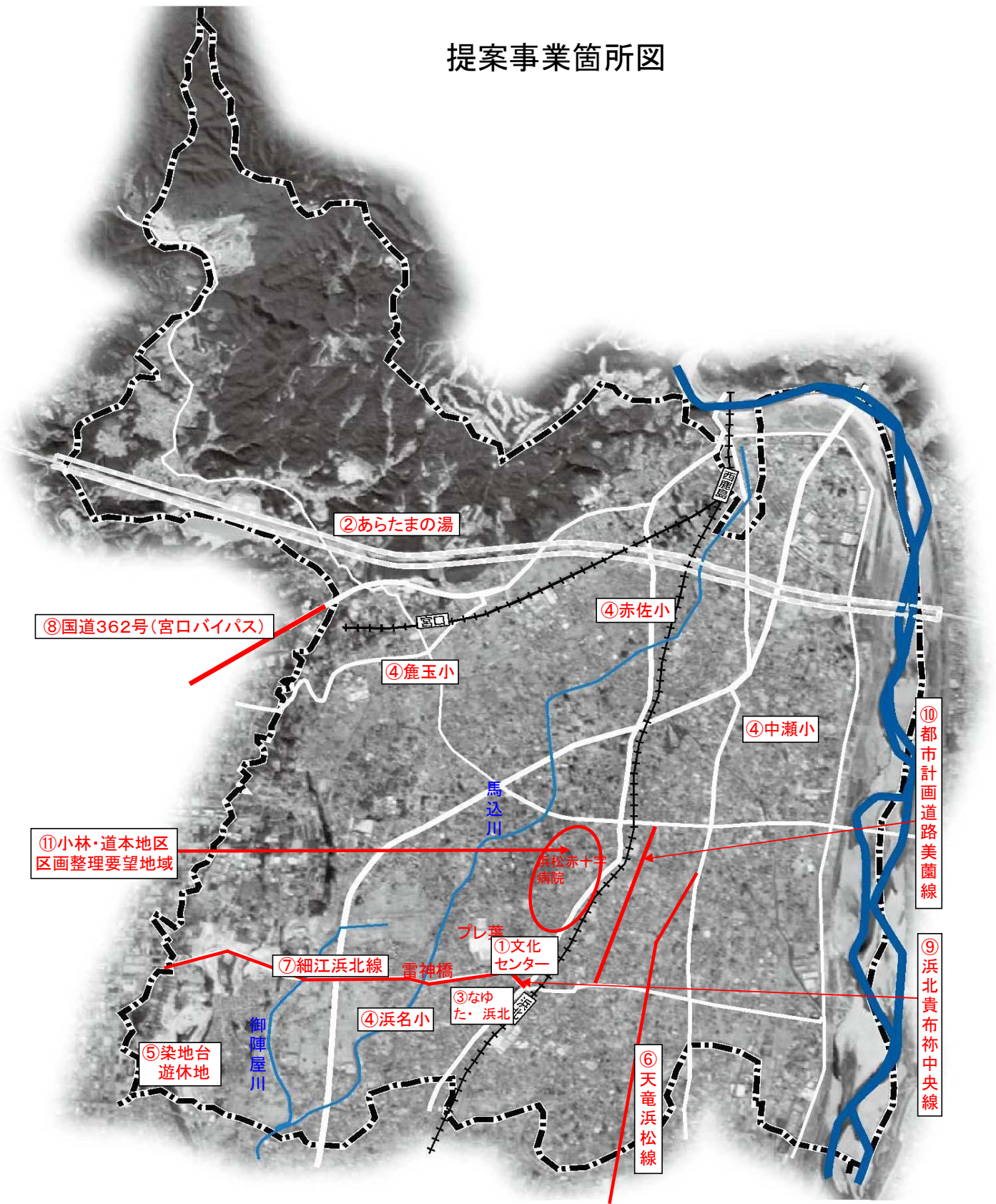
必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成30年度予算編成に対する区重点提案事業（浜北区）

No.	提案事業名	課題・提案理由等	主な提案内容等	区担当課	本庁所管課
1	浜北文化センター設備等改修事業	浜北文化センターは開館36年が経過し、各設備等の経年劣化が目立つようになり、不具合が発生している状況にあるため。	(電気設備) 変圧器、整流器、油入遮断機、直流電源装置、蓄電池 (大ホール) パワーアンプ修繕、スピーカーシステム修繕、音響調整卓更新  トイレ洋式化修繕	まちづくり推進課	創造都市・文化振興課
2	あらたまの湯施設改修	浜北温泉施設「あらたまの湯」は平成19年4月のオープン以来10年が経過し、施設設備の経年劣化等により設備の故障などが発生しているため。	・空調圧縮機交換工事 ・ポンプ室内工事 ・ろ過タンク交換工事 ・源泉、井水ボイラー交換工事	まちづくり推進課	観光・シティプロモーション課
3	なゆた・浜北地下駐車場LED化	平成28年10月11日付けで浜北区役所がなゆた・浜北へ移転する中で、利用者から地下駐車場が暗いとの苦情が寄せられているため。	地下駐車場照明のLED化	まちづくり推進課	創造都市・文化振興課
4	放課後児童健全育成事業の充実	浜北区では住宅地の開発に伴う子育て世帯の流入、核家族化の進展や女性の社会進出などにより放課後児童会の利用希望者が増加傾向にあり、待機児童が発生しているため。	専用施設の建設等による、浜名、赤佐、亀玉、中瀬小の放課後児童会の定員の拡大	社会福祉課	教育総務課
5	染地台遊休地の活用について	染地台にある市遊休地（30,015.61㎡）は、未利用状態が長く続いているため。	測量、設計	区振興課	公園課
6	主要地方道天竜浜松線	東名と新東名とのアクセス道路（幹線道路）として必要なため、第4工区に続き、第1～3工区についても着手の検討を早急に要望するもの。	調査、用地買収、物件補償、道路改良工事	区振興課	道路企画課
7	県道細江浜北線	染地台地域の人口増や、北区都田地区への新工場建設など、今後は、通過交通も含め交通量の一層の増加が想定される。渋滞の緩和、交通事故解消のための道路改善及び地域住民の住環境整備並びに中学校移転に伴う通学時の安全確保などを目的とする。	雷神橋改修、拡幅、交差点改良 北区までの早期開通	区振興課	道路企画課
8	国道362号【宮口バイパス】	新東名高速道路と第三都田地区工業用地とのアクセス道路（幹線道路）として必要なため。	道路改良工事	区振興課	道路企画課
9	市道浜北貴布祢中央線	浜北駅前からプレ葉ウォーク浜北へ通じる道路は、浜北副都心を形成していくなかで主要な道路で、今後、人の往来が増加する見込であり歩道の整備が必要なため。	歩道改良	区振興課	道路企画課
10	都市計画道路美蘭線	都市計画道路美蘭線は近年、交通量が増加しているが、一部不通区間があることから、周辺道路に迂回車が流れ、交通渋滞が発生しているため。	用地買収、物件補償、道路改良工事	区振興課	道路企画課
11	中央北区画整理事業	小林・道本地区は近年人口増加が著しく、住宅の需要の高まりが見込まれるため。	区画整理による宅地造成	区振興課	市街地整備課
12	雨水排水対策	近年のゲリラ豪雨の増加や宅地化の進展により、道路冠水や住宅への浸水が頻発しているため。	排水対策	区振興課	河川課



# 提案事業箇所図



区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜北区協議会推薦会の設置等について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	平成 30 年 3 月で現浜北区協議会委員の任期が満了となるので、新委員を選出するための推薦会を組織する必要があるため。				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	浜北区協議会推薦会の設置等に関する要綱により推薦会を設置する。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	H29. 10 月 第 1 回推薦会 12 月 公募 H30. 1 月 第 2 回推薦会				
担当課	浜北区振興課	担当者	藤本 正明	電話	5 8 5 - 1 1 4 1

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 区協議会委員の選任について

### 1 区協議会の設置と委員定数

#### (1) 区協議会

地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づき、区協議会を設置するものです。委員の定数については、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下、設置条例という。）第 5 条第 1 項の規定により次表のとおりです。

区	区協議会の名称	委員の定数
中区	中区協議会	20 人以内
東区	東区協議会	20 人以内
西区	西区協議会	25 人以内
南区	南区協議会	20 人以内
北区	北区協議会	25 人以内
浜北区	浜北区協議会	20 人以内
天竜区	天竜区協議会	25 人以内

### 2 委員の資格等

#### (1) 委員の資格

区協議会委員の資格は、地方自治法で「当該区の区域内に住所を有する者」となっているほかは何も制限はないことから、本市の区協議会委員の資格を、次のとおり定義します。

##### ①市民

当該区の区域内に住所を有する市民（住民基本台帳への登録が必要）です。

ただし、年齢については、客観的に見て、区協議会委員としての能力があると判断される者としてします。

##### ②市職員の取り扱い

市職員（常勤の一般職及び特別職）は、特別な場合を除き選任しません。

また、同様に市の非常勤職員及び臨時職員も区協議会委員となることはふさわしくありません。

市議会議員についても、行政委員会等の委員の就任について辞退していることから、特別な場合を除き選任しないこととします。

※ 非常勤職員とは市職員と同様の一般的な事務を行う職員を想定しているため、消防団等は除きます。

#### (2) 委員の任期及び再任回数

##### ①委員任期 2年

##### ②再任回数 1回限り

再任については、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」第 4 条第 7 号の規定により「連続して」いなければ委員になる資格があります。また、「附属機関の設置及び運営マニュアル」から、公募委員も同様の扱いとなります。ただ、幅広い人材からの幅広い意見集約という観点から、固定化しないことが望ましいです。

### 3 委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第2条第1項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

#### (1) 委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に3つに区分されます。

##### ①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第2条第1項第1号）

###### ア 団体推薦委員（必須）

※ 公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

(例) 自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、PTA、NPO法人など

##### ②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第2条第1項第2号）

###### ア 公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

###### イ 直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

(例) 学識経験者など

#### (2) 区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

#### (3) 推薦会の設置

区協議会委員3人以上7人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

- ・公共的団体等の選定案の策定
- ・公募委員の推薦案の策定（選考）
- ・直接指名委員の推薦案の策定
- ・公募委員の公募の方法の決定
- ・区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（2期目）で構成することが望まれます。

区協議会委員選任スケジュール（標準モデル）

・委員の委嘱日＝４月１日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新委員構成の検討</li> <li>・推薦会の設置要綱制定</li> <li>・推薦会委員の選任</li> </ul>			
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第１回推薦会</li> <li>公募委員選考要領決定</li> <li>公募の募集要項決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新委員について政策法務課に事前協議（委嘱までに行えば足りる）</li> </ul>
12月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員募集</li> <li>広報はままつ市・区HP等に募集記事掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員選任に係る資料作成</li> <li>委員再任回数</li> <li>他附属機関併任状況</li> <li>公募審査等資料</li> <li>公共的団体候補リストなど</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦案議決</li> <li>・新委員推薦案を市へ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第２回推薦会</li> <li>公共的団体等の選考</li> <li>公募委員の選考</li> <li>直接指名委員の選考</li> <li>・新委員推薦案を区協議会へ提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募委員の選考</li> </ul>	
2月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共的団体等への推薦依頼</li> <li>・新委員就任承諾書の受領</li> </ul>
3月				
4月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・新委員委嘱</li> <li>・政策法務課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出</li> <li>・新委員研修開催</li> </ul>

## 浜北区協議会推薦会の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、浜北区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

### (委員)

第2条 推薦会は、浜北区協議会委員5人で組織する。

2 推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。

3 委員の任期は、推薦会設置の日から、その日が属する年度の末日までとする。

4 推薦会委員は規則第2条第2項の規定による公募に応募することができない。

### (会長)

第3条 推薦会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

### (会議)

第4条 推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

5 会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

7 会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

### (庶務)

第5条 推薦会の庶務は、浜北区役所区振興課において処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

浜北区協議会推薦会委員名簿（案）

委員

川上 正芳

富永 利慧子

市川 孝雄

新村 香代子

鈴木 和代



区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成29年度浜北区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p><b>【趣旨】</b> 地域力向上事業実施要綱第8条に基づき、浜北区役所に提案された地域力向上事業・助成事業の採択に当たって、浜北区協議会に意見を求める。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>地域力向上事業実施要綱 (実施予定事業の決定) 第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書により通知するものとする。</p> </div>				
対象の区協議会	浜北区協議会				
内 容	<p>平成29年度の地域力向上事業・助成事業は、平成29年1月から募集を開始した(4月から二次募集中)。今回は9月に提出された提案について、区行政推進会議で審議したものを提出する。</p> <p>提案     1件 採用     1件 不採用   0件</p> <p>※詳細は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	市長は、浜北区協議会の意見を踏まえて、地域力向上事業・助成事業を決定する。				
担当課	浜北区・区振興課	担当者	藤本 正明	電話	585-1141

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

# 平成29年度地域力向上事業提案内容

(単位:円)

## ■助成事業

予算額	既申請額	今回補助額	残額
3,700,000	2,163,000	150,000	1,387,000

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	概算事業費(円)	予算内容(金額:円)	補助金額(希望額)(円)	継続事業	行政推進会議検討結果
7	森林公園勝手に応援団！パネル展 (1回目)	ふれあい浜北	<p>【目的】 市内の学生が考える地域活性の活動により、人が集う公園の新しい魅力を発信することで公園利用が増え、派生的に周辺施設(あらたまの湯、岩水寺、浜北森林アスレチック等)への利用も増加し、浜北北部地域を活性化させる。</p> <p>【効果】 パネル展示等の広報により自然公園利用が活性化することで、周辺地域の交流人口が増加し、地域経済が活性化するとともに、利用者の健康増進や地域のコミュニティの場所としての役割を果たし、地域の観光資源として地域の魅力向上にも大きく貢献する。 学生目線の公園の魅力を発信することで、若い世代の利用者増加も期待できる。</p>	<p>内容 地域活性化を目的に活動している浜松学芸中高生が、森林公園を舞台に撮影した約20枚のポートレートA3のパネルにし、森の家、バードピア浜北、あらたまの湯、浜北森林アスレチック、浜松市役所、浜北区役所等でパネル展示し、学生の目線で考える公園の魅力を発信する。</p> <p>時期 平成29年10月15日(日)～平成29年12月31日(日)</p> <p>場所 静岡県立森林公園</p>	300,000	<p>主なものは次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報償費(60,000円)</li> <li>・印刷製本費(200,000円)</li> <li>・使用料及び賃借料(40,000円)</li> </ul> <p>・補助金(150,000円)</p> <p>・協賛金(150,000円)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜北森林公園の再整備のタイミングを逃さず、浜北北部地域の観光拠点として新たな魅力発信につなげようとする着眼点は良いので、事業実施にあたっては、周辺施設と連携を図る中で、事業効果を知ることができる仕組みを検討してほしい。</li> <li>・中高校生の視点で、浜北北部地域の観光資源を見直すことで、交流人口の増加につながることを期待する。</li> <li>・継続的な取組みとなるように、事業を発展させてほしい。</li> <li>・若い人たちが、こんなスポットがある、行ってみたい、撮ってみたいと感じられ、誘客につながるものとなるようにお願いしたい。</li> <li>・本事業が浜北北部地域の活性化に繋がることに期待する。</li> <li>・参加者の範囲の拡大や情報発信の方法にもう少し工夫し、より効果を上げてほしい。</li> <li>・森林公園のPRをこれまでにない手法を用いて行うことは評価できる。参加者が中高生であることから、まずは身近な人に発信してもらいたい。また、パネル展示会場についても、中学校や高校などの文化祭等にも積極的に展示することで、今まで利用したことのない世代にアピールしてほしい。</li> </ul> <p>担当課: まちづくり推進課</p>